(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年 5月 30日

愛知県知事殿

提出者 〒550-0013

住 所 大阪府大阪市西区新町1-33-8

氏 名 エス・エス・アルミ株式会社 代表取締役社長 仲村嘉員

電話番号 06-6532-3310

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	エス・エス・アルミ株式会社 新城工場			
事	業場の所在地	愛知県新城市有海字輪出2-19			
計	画期間	2022年 4月 1日~2023年 3月 31日			
当記	亥事業場において現に行っ	っている事業に関する事項			
	①事業の種類	23: 非鉄金属製造業			
	②事業の規模	2021年度出荷額:100億円			
	③ 従 業 員 数	80名			
	④特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程	アルミニウム合金製造 ・特定有害ばいじん 前炉への原料投入・溶解=>排ガス=>炉前集塵機=>炉前系ばいじん 燃焼炉への原料投入・溶解=>排ガス=>燃焼系集塵機=>燃焼系ばいじん ・特定有害廃アルカリ・有害汚泥 溶解後の塩素処理=>排ガス=>塩素系集塵機=>集塵機排ガス=> 塩素排ガス洗浄設備(苛性ソーダ溶液噴霧)=>pH自動管理=>廃アルカリ 及び汚泥			

(日本工業規格 A列4番)

	(先2回一1)							
特別	別管理産業廃棄物の処理に	係る管:	理体制に	.関す	る事項			
	(管理体制図) 事業部門安全環境対策推進室							
	工場長(廃棄物処理総括責任者)							
	工務課長 産業廃棄物管理責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者 産業廃棄物発生施設技術管理者							
	工務課員 産業廃棄物 	発生施	設技術管	理者				
特別	別管理産業廃棄物の排出の	抑制に	関する事	項				
		【前生	平度 (20	2 1 年度)実績】「別紙の	りとおり」		
		特別管理	里産業廃棄物	の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ		
		排	出	量	188 t	294 t		
	① 現状 ・特定有害ばいじん ・特定有害ばいじん 各集塵機設備の管理体制を維持するとともに、安定稼働体制を進めばいじん発生量の低減を図っている。 ・特定有害廃アルカリ 新設備の安定稼働を図った結果、当初の廃液発生予想量の2倍となっている。(旧設備廃棄分:38.8t含む)							
		【目標	票】		「別紙の	のとおり」		
		特別管理	里産業廃棄物	の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ		
		排	出	量	180 t	240 t		
 (今後実施する予定の取組) ・特定有害ばいじん コロナ禍の影響により、今後の生産量は依然不透明である 塵機設備の管理体制を継続する。 ・特定有害廃アルカリ 新設備の操業改善を今後も進め、廃液発生量を減らすべく る。 								
特別	別管理産業廃棄物の分別に関する事項							
	①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特定有害ばいじんの性状別に保管場所を区分し、他の廃棄物とは 分別されている。							
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ②計画 ・現状の方法を継続する。							

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
	(管理体制図) 事業部門安全環境対策推進室						
	 工場長(廃棄物処理総括責任者)						
	工務課長 産業廃棄物			مد مد			
	特別管理産業廃棄物管理責任者 産業廃棄物発生施設技術管理者						
	工務課員 産業廃棄物	発生施調	設技術管	理者			
特別	川管理産業廃棄物の排出の	抑制に	 関する事	項			
		【前年	F度(202	21年度)実績】		
		特別管理	産業廃棄物	の種類	有害汚泥	_	
		排	出	量	47 t	— t	
	③ 現状 (これまでに実施した取組) ・有害汚泥 旧設備解体及び新塩素排がス洗浄設備の稼働により発生したフープ・レス量。(旧設備廃棄分: 27.9t含む)					え働により発生したフィルタ	
		【目標	【目標】				
		特別管理	産業廃棄物	の種類	有害汚泥	_	
		排	出	量	18 t	— t	
	②計画					プレスの発生量は前年度	
特別	別管理産業廃棄物の分別に関する事項						
	①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特定有害ばいじんの性状別に保管場所を区分し、他の廃棄物とは 分別されている。						
	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の方法を継続する。					

自	ら行う特別管理産業廃棄	物の再生利用に関する	事項		
		【前年度(202	1年度)実績】「別紙のと	おり」	
	① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ	
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		(これまでに実施した・特になし	ご取組)		
		【目標】	とおり」		
		特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ	
	② 計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(2) 計画	(今後実施する予定の・特になし	の取組)		
自	」 ら行う特別管理産業廃棄	L 物の中間処理に関する	事項		
		【前年度(2021年度)実績】「別紙のとおり」			
		特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ	
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	① 現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		(これまでに実施した・特になし	こ取組)		
		【目標】	「別紙のる	 とおり」	
		特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ	
	② 計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		(今後実施する予定の・特になし	の取組)		

自	っ行う特別管理産業廃棄	物の再生利用に関する	事項	
		【前年度(202	1年度)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	_
	③ 現状	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
		(これまでに実施した・特になし	た取組)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	_
	②計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(2)計画	(今後実施する予定の ・特になし	の取組)	
自	- ら行う特別管理産業廃棄	物の中間処理に関する	事項	
		【前年度(202	1年度)実績】	
	③ 現状	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	_
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
		自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
		(これまでに実施した・特になし)	た取組)	
		【目標】	+++xxxx	
		特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	_
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
		(今後実施する予定の ・特になし	の取組)	

自ら行う特別管理産業	廃棄物の埋立処分に関する	事項		
	【前年度(2021	1年度)実績】「別紙のと	おり」	
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ	
① 現状	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した ・特になし	と取組)		
	【目標】	「別紙のる	とおり」	
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ	
② 計画	自ら埋立処分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
特別管理産業廃棄物の	特になし処理の委託に関する事項【前年度(2021	1 年度)実績】「別紙のと	お り」	
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ	
	全処理委託量	188 t	294 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	188 t	294 t	
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	
① 現状	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	
		(これまでに実施した取組) ・特定有害ばいじん及び特定有害廃アルカリについては、『優良認定 処理業者』を対象に、全量処理を委託した。		

自印	自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項						
	【前年度(2021年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	_			
	③ 現状	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t			
		(これまでに実施した ・特になし	と取組)				
		【目標】					
		特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥				
	②計画	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t			
		(今後実施する予定の ・特になし)取組)				
特別	別管理産業廃棄物の処理 「	の委託に関する事項					
		【前年度(2021年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	_			
		全処理委託量	47 t	— t			
		優良認定処理業者への 処理委託量	47 t	— t			
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	— t			
	② 現状	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	— t			
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	— t			
		(これまでに実施した。 ・有害汚泥についてに を委託した。	と取組) は、『優良認定処理業者』	を対象に、全量処理			

	【目標】	「別紙のと	ສ _ິ ງ	
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ	
	全処理委託量	180 t	240 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	180 t	240 t	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	
③ 計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	
)取組) 及び特定有害廃アルカリル 後者』を対象に、全量処理		
	【前年度(2021		のとおり」	
高力 持扣扣 如如 纳 (c)	特別管理産業廃排 出 (ポリ塩化ビフル廃棄物を除く	ま エニ	529 t	
電子情報処理組織の使用に関する事項	JWNET 」に加力 じん、特定有害廃アル わたり電子マニフェス	乗物処理振興センター して、特別管理産業廃 レカリ、有害汚泥)を含む スト化して運用している。 フェスト発行・管理による	乗物(特定有害ばい ご産業廃棄物全般に	
※事務処理欄				

	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	_
	全処理委託量	18 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	18 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	— t
②計画	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	— t
	(今後実施する予定の 有害汚泥についてに に、全量処理を委託す	は、今後も引き続き『優』	良認定処理業者』を対象
	【前年度(2021	1 年度)実績】	
電子情報処理組織の	特別管理産業廃 排 出 (ポリ塩化ビフ ル廃棄物を除く	エニ	529 t
電子情報処理組織の使用に関する事項	JWNET 」に加力 じん、特定有害廃アル わたり電子マニフェス	乗物処理振興センター して、特別管理産業廃 レカリ、有害汚泥)を含む スト化して運用している。 フェスト発行・管理による	乗物(特定有害ばい ひ産業廃棄物全般に
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。